

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

アイデアや行動力があっても、目標設定も検証もしないでいると、回復不能な状態に陥ります。消費者嗜好の変化に対応するためでしょうが、老舗企業を受け継いだ経営者に多く見られます。

エクセレント・カンパニーに選ばれていますが、その後、消え去った会社もあります。課題解決や市場創出の視点が欠けているからです。謙虚に学ぶという姿勢は組織に限らず持ち続ける必要があります。過去の成功がこれからも続していく過信と油断が組織を内部から崩壊させます。

向上心が慢心を遠ざけてくれます。

私の書棚より

○創造と変革には、自分の可能性を信じて志を立て、多くの人を巻き込み、組織をつくり、戦略を立て遂行し、変化に適応して自らを変革し、トップの器を大きくし続けることが大事だ。
 ○起業家として成功するために必要な人間関係能力や営業能力に加えて重要性が高くなってきたのが、インターネット、A I、ロボティックスなどのテクノロジーを理解すること、そして、テクノロジーを経営に取り込みながら優位性を築いていく力である。

「創造と変革の技法」

堀義人著 東洋経済新報社

税務アンテナ

□相続税の総額を計算する場合において、相続財産の課税価格の合計額から、3,000万円と600万円に法定相続人の数を乗じた金額が控除されます。この場合の法定相続人の数は、相続の放棄があっても、その相続の放棄がなかったものとした場合における民法上の相続人の数になります。

独身であった子が死亡した場合、両親が法定相続人になりますが、両親が相続放棄をすると、死亡した子の兄弟姉妹が相続人になります。この場合、兄弟姉妹は民法上の相続人ではないため、何人いても法定相続人の数は両親の2名となります。また、一親等の血族ではないため、相続税の2割加算が適用されます。

□法人がその事業年度終了の時においてまだ提供を受けていない役務に対応する前払費用の額は、その事業年度の損金の額に算入されませんが、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものであり、継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときはこれを認めることとされています。

ただし、雑誌購読料等は継続的に物品を購入するものであり、前払金に該当します。又、1年を超える翌期分の保険料等も短期の前払費用の適用はなく、1年以内に相当する金額も損金算入することはできません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

4月の税務スケジュール

10日	○3月分の源泉所得税の納付
15日	○給与所得者異動届出
31日	○2月決算法人の確定申告 ○8月決算法人の中間申告 (予定申告) ○5月、8月、11月決算法人の消費税中間申告

30日	○4月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------